

平成30年8月1日

第3回 新潟地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は「5 要領」によりお申し込み下さい。

記

- 1 日 時 平成30年 8月3日 (金) 午後3時00分 ~ (予定)
- 2 場 所 新潟労働局 2階会議室
新潟市中央区美咲町1丁目2番1号(新潟美咲合同庁舎2号館)
(電話 025-288-3504)
- 3 議 題 (1) 新潟県最低賃金の改正について
(2) その他
- 4 傍 聴 者 10名まで
- 5 要 領

- (1) 傍聴希望者は希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び所属を御記入の上、はがき又はFAXにより下記へお申し込み下さい。
締切は平成 30年 8月 2日(木) 15時必着です。

はがきの場合 : 〒950-8625
新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
新潟美咲合同庁舎2号館3階
新潟労働局労働基準部賃金室 あて
FAXの場合 : 025(288)3515

- (2) 希望者多数の場合は抽選といたします。
抽選の結果、当選された方に対しては、後日電話等により連絡いたします。
 - (3) 当日は、審議会の開始15分前までにお越し下さい。審議会の開始後の入室は認められませんので、御注意下さい。
なお、事前に御応募いただいた本人であることを確認させていただく場合がありますので、本人であることを確認できるものを御持参下さい。
- 6 その他
- ・ 傍聴される場合は、別添の遵守事項を厳守して下さい。
 - ・ 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添え下さい。
また、介助の方がおられる場合は、その方の御氏名も併せてお書き添え下さい。

担当 : 新潟労働局労働基準部賃金室
電話 025(288)3504

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮下さい。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んで下さい。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 9 銃刃類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れのあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び新潟地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようにお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為が行われた場合については、退場していただくことがあります。

新潟地方最低賃金審議会事務局